

他独法の参考事例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 石原 慎太郎 様

東京都地方独立行政法人評価委員会
委員長 示村 悦二郎

意 見 書

東京都地方独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇の平成〇〇事業年度財務諸表の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規程に基づく東京都地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

1 財務諸表の承認について

財務諸表については、知事が承認することに関して、特段の意見はない。

財務諸表の承認に対する評価委員会の意見について

1 財務諸表の承認に対する意見聴取の目的

◎ 設立団体の長が法人の財務諸表を承認することについて、中立性・公平性を高める

このため、地方独立行政法人法第34条第3項の規定により、「設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。」とされている。

2 財務諸表の定義

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 行政サービス実施コスト計算書
- (6) ①～⑤の附属明細書

※「地方独立行政法人法第34条第1項」及び「東京都が設立する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則第9条」より

3 根拠条文抜粋

◆ 地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例)

第84条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第40条第1項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てる場合には、第40条第3項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

【参考】

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

◆ 東京都が設立する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

第10条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。